

# 米原海岸 利用ルール

Yonehara Beach Rules

米原海岸は西表石垣国立公園に指定されています。自然環境を保全し、持続的な利用を進めるために、以下のルールにご協力をお願いします。

## 米原海岸の利用ルール検討準備協議会

- ⚠️ 小さいお子様の事故が増えていますので、お子様には必ず付き添い、目を離さないようにしましょう。
- ⚠️ 体調不良時や飲酒後は絶対に海に入らないでください。

English



中文版



한국어 버전



遊泳時にはライフジャケット  
やウエットスーツを着用し、  
ラッシュガードで  
身体を守りましょう。

(不慮の事故に備えるとともに  
危険な生き物との接触を予防しましょう)



荒天時(警報発令時・  
台風接近時・通過時)の  
遊泳は非常に危険です!



サンゴを踏まないで  
ください。

(サンゴの損傷は自然公園法で  
規制されています。踏まない・  
蹴らない・折らないようにしましょう)



銃や水中銃を  
使わないでください。

(沖縄県漁業調整規則で  
水中銃は禁止されています)



野生の生き物に  
餌を与えないでください。

(餌を与える行為は、魚の行動や生態系の  
バランスに影響を与えます)



バーベキューはキャンプ場を  
利用してください。

(キャンプ場の利用は  
事前に申請が必要です)



海岸でのたき火や  
花火はやめましょう。



利用者が多いときには  
ドローンを利用しない  
でください。



海岸でタバコは  
吸わないでください。



ゴミは持ち込まず、  
持ち帰ってください。  
近隣の住宅地にゴミを  
置いていかないでください。



大音量の音楽などの  
騒音は立てないでください。



海岸への乗り入れは  
やめましょう。



車などは路上駐車せず  
駐車場を利用してください。



米原キャンプ場

看板

売店

AED

P

AED

売店

P

AED

売店

P

AED

売店

P

AED

売店

P

AED

売店

P

AED

売店

P

AED

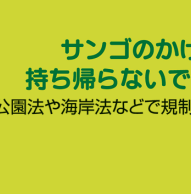
売店

P

AED

売店

P



砂浜から  
サンゴのかけらや砂を  
持ち帰らないでください。  
(自然公園法や海岸法などで規制されています)



着替えは適切な場所で行い、  
集落内を水着で  
歩かないでください。



準備協議会構成：環境省、石垣市環境課・観光文化課・施設管理課・消防本部、沖縄県八重山土木事務所、石垣海上保安部、米原公民館、石垣島アウトフィッターユニオン、石垣島米原海岸自然保護協会、WWF ジャパン

お問い合わせ先：環境省 石垣自然保護官事務所 ☎0980-82-4768